

あねっこバス(大村・町場線)停留所の整理(案)に係るパブリック・コメント実施要領

1 目的

あねっこバスは、住民からの要望に応じる形で停留所を増設し続けてきた経緯があるが、過去3か年（令和5～7年度）の利用実績を調査したところ、すべての路線において長年にわたり利用実績がない停留所が複数確認された。このような停留所を抱えたまま運行を続けることは、時刻表の肥大化・路線図の複雑化・看板設置コストの増大など、利用者及び運行管理上の課題を生じさせていることから、令和8年度第1回地域公共交通活性化協議会（令和8年6月25日開催）において、利用頻度の低い停留所を定期的に整理していく基準が承認された。

今回、当該基準に基づき、大村・町場線において整理する停留所の案について、雫石町パブリック・コメント制度実施要綱（平成16年雫石町告示第54号。以下「実施要綱」という。）に基づく手続により、当該整理に対する意見等を広く募集するために実施するものである。

2 パブリック・コメントの手法

実施要綱の規定に基づき実施する

3 パブリック・コメントの概要

(1) 意見の募集期間

令和8年8月20日（木）から令和8年9月24日（木）9時まで

(2) 意見を提出できる方

町内に在住・通勤・通学している方、町内に事務所又は事業所等を有する法人・その他団体、町税の納税義務者、当該計画に利害関係を有する方

(3) 意見の募集内容

あねっこバス(大村・町場線)停留所の整理(案)に対する意見

(4) 意見の提出方法

応募様式（任意でも可）に次の事項を記載又は入力の上、下記提出先に郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参（総合政策課）により提出。

なお、意見を記録に残すという観点から、書面に残らない電話、口頭による意見の受付は行なわない。

※ 応募様式については、「あねっこバス(大村・町場線)停留所の整理(案)に対するご意見」を参照。

【記載内容】（必須）

- ① タイトル「あねっこバス(大村・町場線)停留所の整理(案)に対する意見」
- ② 住所又は所在地

- ③ 氏名又は名称
- ④ 連絡先（電話番号、またはメールアドレス）
- ⑤ 意見、提言等

(5) 閲覧場所

資料の閲覧場所については役場 1 階総合案内窓口に備え付けにて対応。

(6) 意見に対する考え方の公表

本要領に基づき提出いただいた意見については、類型化して一覧表にまとめ、町の考え方を付して町ホームページにおいて公表（個別あてには回答しない。）

また、提出いただいた意見の原稿は返却しない。

なお、提出いただいた意見については、雫石町個人情報保護条例(平成12年雫石町条例第2号)の規定により適正なる管理をする。

(7) 提出先

- ① 〒020-0595 雫石町千刈田5番地1

雫石町役場 総合政策課 政策推進係

電話 019-692-6409

ファクシミリ 019-692-1311

電子メールアドレス：chiikizukuri@town.shizukuishi.iwate.jp

※ 窓口での対応時間は、土日、祝日を除く、8時30分～17時15分

- ② 役場 1 階総合案内窓口に備え付けている意見等回収箱に投函

※いずれの場合も令和8年9月24日（木）9時必着のこと

(8) 資料

「あねっこバス(大村・町場線)停留所の整理(案)」

4 広報及び広聴の周知

パブリック・コメントの実施を周知するにあたっては、町のホームページ、令和8年8月20日発行の「広報しずくいし（お知らせ版）」において、周知を図ることとする。